

[事案 2023-214] 保険金額復旧請求

・令和 6 年 3 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、減額された保険金額の復旧を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 8 月と平成 28 年 8 月に契約した終身保険について、契約者貸付を行った後に保険金が減額となったが、以下等の理由により、貸付金と利息を返金するので減額された保険金額をもとに戻してほしい。

- (1) 契約時と契約者貸付手続時に、貸付を受けて 1 年経過した後、契約内容が変わることの説明がなかった。
- (2) 保険金額減額前に保険会社担当者から内容変更の説明がなかった。
- (3) 貸付金の利息金額の案内が来ていない。

<保険会社の主張>

申立人の請求に応じることにより解決を図りたい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。